証券コード　8697
平成23年６月１日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米　田　道　生

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。
　さて，当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成23年６月21日（火曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成23年６月22日（水曜日）午前10時
２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
　大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　目 的 事 項
報 告 事 項　第10期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）
　事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
議　　案　剰余金の配当の件
４　議決権行使についてのお願い
郵送による場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成23年６月21日（火曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。
インターネットによる場合
　２頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご高覧のうえ，平成23年６月21日（火曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

　当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお，株主総会参考書類，事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ose.or.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は，下記事項をご確認のうえ，行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は，書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1　議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は，パソコンまたは携帯電話（ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイ）※から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ，「EZweb」はKDDI㈱，「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主様のインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は，ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は，平成23年６月21日（火曜日）の午後４時50分まで受け付けいたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2　インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主様には，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3　複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は，株主様のご負担となります。また，携帯電話をご利用の場合は，パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが，これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00，通話料無料）

【添付書類】

事　業　報　告

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

１　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は，欧州の財政危機や米国経済の減速懸念など，海外の経済状況や急激な円高の影響を受け，引き続き低調な状況でした。また，本年３月には東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われ，今後の我が国経済は不透明な状況が続くことが懸念されます。このような状況の中，当事業年度における株式市場は，日経平均株価が8,600円～11,300円台のレンジで推移し，当社の当事業年度の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

（注）当社は，平成22年４月１日を期日として連結子会社であった株式会社ジャスダック証券取引所（以下，「ジャスダック」といいます。）と合併したことにより，当第１四半期より個別財務諸表のみを作成しております。このため，「(1) 事業の経過及びその成果」については，当該合併前である前連結会計年度の業績数値との比較を参考値として記載しております。

① 参加者料金

当事業年度における当社が開設する取引所金融商品市場（以下，「当社市場」といいます。）のうち，デリバティブ市場では，日経225mini及び取引所外国為替証拠金取引（以下，「大証ＦＸ」といいます。）の投資者への浸透や昨年７月より実施したイブニング・セッションの取引時間延長に加えて，世界的な金融不安や為替相場の変動，東日本大震災の影響による株価の変動もあり，日経225mini，日経平均株価オプション取引及び大証ＦＸの取引高が，前連結会計年度を上回りました。この結果，デリバティブ商品の総取引高が前連結会計年度を25.5％上回る２億1,440万単位となり，初めて２億単位を超えました。取引金額についても，日経225mini，日経平均株価オプション取引及び大証ＦＸの取引金額が，前連結会計年度を上回ったことなどにより，デリバティブ商品の総取引金額が前連結会計年度を6.0％上回る371兆円となりました。また，現物市場では，市場第一部・第二部及びＪＡＳＤＡＱ（ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」（以下，「ヘラクレス」といいます。）及びＮＥＯを含みます。以下同じ。）等の総売買代金が前連結会計年度を3.1％上回る19兆円となりました。

この結果，当事業年度における参加者料金は13,769百万円（対前年同期比7.6％増）となりました。

② 機器・情報提供料

当事業年度における注文・約定のリアルタイム情報や終値情報，コロケーションサービス(注)の利用等による機器・情報提供料は，7,086百万円（対前年同期比3.6％増）となりました。

（注）取引参加者の発注システムを当社の施設内に設置し，当社システムに接続することにより，注文発注の速度を向上させるサービスであります。

③ 上場賦課金

当事業年度は，金融機関等の大規模な増資が相次いだ前連結会計年度に比べて，有価証券上場手数料が大きく減少したことなどから，上場賦課金は1,905百万円（対前年同期比37.3％減）となりました。

④ その他

当事業年度のその他営業収益は，222百万円（対前年同期比36.3％減）となりました。

（営業収益の内訳）

（単位：百万円，％）

区分		第10期（当事業年度）（平成22年度）（個別）		第９期［ご参考］（平成21年度）（連結）		前年同期比増減率
		営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金		13,769	59.9	12,797	55.6	7.6
	取引手数料	8,548	37.2	7,461	32.4	14.6
	清算手数料	2,586	11.3	2,619	11.4	△ 1.2
	アクセス料	1,870	8.1	1,798	7.8	4.0
	基本料	734	3.2	744	3.2	△ 1.3
	その他	28	0.1	173	0.8	△ 83.8
機器・情報提供料		7,086	30.8	6,838	29.7	3.6
	相場情報料	3,961	17.2	4,074	17.7	△ 2.8
	ネットワーク回線料	1,282	5.6	1,354	5.9	△ 5.3
	システム接続料	803	3.5	801	3.5	0.3
	その他	1,038	4.5	608	2.6	70.8
上場賦課金		1,905	8.3	3,036	13.2	△ 37.3
	上場有価証券年賦課金	1,427	6.2	1,822	7.9	△ 21.7
	有価証券上場手数料	478	2.1	1,214	5.3	△ 60.6
その他		222	1.0	349	1.5	△ 36.3
合計		22,984	100.0	23,021	100.0	△ 0.2

上記の結果，当事業年度の営業収益は，対前年同期比0.2％減の22,984百万円となりました。

また，販売費及び一般管理費は，昨年10月に実施したヘラクレス，ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯの市場統合や，本年２月に稼働した新デリバティブシステム（以下，「Ｊ－ＧＡＴＥ」といいます。）への対応等により，減価償却費3,290百万円，運営費5,402百万円，施設費3,183百万円及び人件費3,524百万円となり，対前年同期比0.7％増の15,401百万円となりました。

その結果，営業利益は対前年同期比1.8％減の7,582百万円，経常利益は対前年同期比7.7％減の8,453百万円となりました。また，特別利益として抱合せ株式消滅差益2,013百万円を計上したことや，当事業年度の税計算において，ジャスダックから引き継いだ繰越欠損金を充当したことなどにより，法人税等合計額が大幅に減少した結果，当期純利益は対前年同期比45.4％増の9,156百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は6,186百万円であり，主にＪ－ＧＡＴＥ関係へのシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 市場運営関連の課題

ａ デリバティブ市場関連の課題

当社の株価指数先物・オプション取引は，国内トップシェアを誇っており，特に日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は我が国を代表するデリバティブ商品となっております。昨今，デリバティブ市場はその高い成長性が注目されており，国内外の各取引所が競争力強化に取り組んでおります。前述の日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（ＳＧＸ）や国内の他の金融商品取引所と今後も厳しい競争が続くものと思われます。

また，我が国資本市場の競争力強化の観点から，金融・商品間の取引所の相互乗入れによる総合取引所構想など，デリバティブ市場を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。このような環境の変化を適切に捉え，当社市場の競争力強化のための施策を講じていくことが課題であると認識しております。

このような状況に対し，当社は，昨年７月に，株価指数先物・オプション取引について，イブニング・セッションにおける取引を20時から23時30分まで延長しました。また，本年２月には，Ｊ－ＧＡＴＥを稼働させるなど，制度面及びシステム面の両面で競争力の強化に努めております。さらに，新しい分野への取組みとして始めた大証ＦＸについても，順調に取引を拡大しております。

ｂ 現物市場関連の課題

当社の現物市場の中核に位置付けられるのが，市場第一部・第二部及びＪＡＳＤＡＱです。当社では，我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでおります。なかでも，昨年10月にヘラクレス，ＪＡＳＤＡＱ及びＮＥＯの統合により新たなスタートを切ることになった新ＪＡＳＤＡＱは，成長性の高い企業の創成期でのＩＰＯを促進するとともに，継続的に事業を営み，良好な収益性を維持する企業も上場する安定的な市場としての役割を果たしており，新興企業に対し資金調達の場を，また，投資者に有用な投資機会を提供することで，我が国経済の成長に寄与していると考えます。

ＪＡＳＤＡＱでは，成長過程にある中堅・ベンチャー企業が多いことから，上場会社の支援（コーポレート・サービス）に力を入れており，証券アナリストによるレポートの作成を支援する国内取引所で初めての取組み「ＪＡＳＤＡＱアナリストレポート・プラットフォーム」等を通じて，情報発信の強化や流動性の向上に努めています。こういったＪＡＳＤＡＱ独自のコーポレート・サービスを通じて，米国ＮＡＳＤＡＱのような国際的に魅力あるエンドマーケットを実現してまいります。

この他，当社では，投資信託受益証券（以下，「ＥＴＦ」といいます。），未公開企業や上場後経過年数が比較的短い企業等いわゆる新興企業を投資対象とした内国投資証券（ベンチャーファンド）等，特色ある商品を上場しております。なかでも，ＥＴＦについては，ＪＡＳＤＡＱを代表する20銘柄で構成された株価指数「ＪＡＳＤＡＱ-ＴＯＰ20」に連動するＥＴＦやＮＡＳＤＡＱ－100等海外の指数に連動したＥＴＦなど様々な種類のＥＴＦを上場しました。今後も，投資者のニーズを踏まえつつ，魅力ある上場商品の開発に取り組んでまいります。

ｃ　清算業務関連の課題

当社は，金融商品取引清算機関として，当社の取り扱うデリバティブ取引に係る清算業務を行っております。清算機関の役割は，取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断するなどを通じて決済の確実な履行を確保することにあり，金融商品取引清算機関がこうした役割を果たすことによって，初めて金融商品取引市場は十分に機能することが可能となります。

金融・資本市場の不安定化を背景として，このような清算機能の役割が注目されるとともに，その安全性に対する要求水準が高まってきております。当社もその期待に応えるべく，継続的に適切な清算リスク管理の遂行，財務基盤の強化に努めております。清算参加者のポジション管理において一定時間ごとに当社デリバティブ取引の総合ポジションをモニタリングできる体制を整備していることに加えて，リスク量に応じた取引証拠金・清算預託金の受入れを行うなどにより，清算参加者の破綻に備えた十分な財務資源を確保しており，今回の地震後に株価が大きく変動し取引が集中した際も，当社での取引は円滑に決済されました。

② 自主規制業務関連の課題

当社は，有価証券市場の売買やデリバティブ取引を公正にし，投資者保護の実現を図るためには，自主規制業務の充実が重要な課題であると位置づけております。

当社では，社外取締役が過半数を占める「自主規制委員会」を設置し，同委員会が取引参加者の処分，新規上場承認や上場廃止等，自主規制業務に関する事項の決定を行うことにより，自主規制部門の独立性を確保しております。

昨年10月に発足した新ＪＡＳＤＡＱにおいては，新興市場に対する信頼性を向上させるために，上場審査基準や上場廃止基準を見直し，制度面での整備を図りました。それに加え，新規上場時の厳正な審査，既上場会社に対する適時・適切な会社情報の開示の徹底，上場適格性を喪失した会社の市場からの退出など，さらなる上場管理の適正化を図るよう努めてまいります。

売買審査に関しては，証券取引等監視委員会とも連携し，インサイダー取引や相場操縦取引等に対する監視機能の充実を図り，不公正な取引の未然防止に取り組んでまいります。

今後とも情報発信の機能を高め，自主規制業務の一層の強化を図ってまいります。

③ システム関連の課題

近年のＩＴ技術の進展により取引所システムの高度化が急速に進み，その安定性・処理性能等が，市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

このような状況の中，本年２月にＮＡＳＤＡＱ ＯＭＸグループ社のパッケージソフトを採用したＪ－ＧＡＴＥを導入し，安定稼働を実現しております。

今後も継続的なシステムの能力増強・機能拡張等を行い，より利便性・安定性の高い市場運営を行うべく努めてまいります。

④ 組織・人事運営関連の課題

ジャスダックとの経営統合により，人的資源が大幅に拡充するとともに，大阪・東京に２大拠点を有することになりました。こうした経営統合による強みを，新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発といった各分野における取引所機能の強化に繋げるとともに，経営の一層の効率化により，統合効果を最大限発揮してまいります。

また，今後も，事業環境の変化に対応した人材育成や社員教育の強化，経営目標の達成を支える人事制度の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第７期 (平成19年度)	第８期 (平成20年度)	第９期 (平成21年度)	第10期(当事業年度) (平成22年度)
営　業　収　益	18,689	18,902	18,080	22,984
経　常　利　益	10,008	9,331	7,684	8,453
当　期　純　利　益	6,054	6,318	4,334	9,156
１株当たり当期純利益	22,422円	23,400円	16,053円	33,911円
総　資　産	361,085	500,947	317,323	670,811
純　資　産	40,406	44,223	46,439	52,858

（注）１　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２　当社は，平成22年４月１日を期日として連結子会社であったジャスダックと合併しております。なお，第８期及び第９期の連結決算の状況は次のとおりであります。

［ご参考］

（単位：百万円）

区　　分	第８期 (平成20年度)	第９期 (平成21年度)
営　業　収　益	20,051	23,021
経　常　利　益	9,444	9,160
当　期　純　利　益	6,372	6,298
１株当たり当期純利益	23,603円	23,326円
総　資　産	507,508	320,362
純　資　産	46,396	48,429

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は，平成22年４月１日を期日として，連結子会社であったジャスダックと合併しました。

(7) 主要な事業内容（平成23年３月31日現在）

当社は，金融商品取引法第２条第17項に規定される取引所金融商品市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引が公正，円滑に行われることを旨として当該市場を運営しております。

また，相場の公表その他取引所金融商品市場の開設等に附帯する業務を行っております。

さらに，金融商品取引法第２条第29項に規定される金融商品取引清算機関として，当社が取り扱うデリバティブ取引について，同第２条第28項に規定される金融商品債務引受業を行っております。

当社市場における商品区分別の銘柄・上場会社数及び取引・清算参加者数は，次のとおりであります。

① 商品区分別の銘柄・上場会社数

分類	商品区分		銘柄・上場会社数
デリバティブ	先物	日経平均株価先物	
		日経225mini	
	オプション	日経平均株価オプション	
		個別証券オプション	
	大証FX		9通貨ペア
現物	株券	市場第一部	526社
		市場第二部	217社
		JASDAQ（ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ，ｸﾞﾛｰｽ）	989社
		計	1,732社
	出資証券		1銘柄
	内国投資証券		2銘柄
	外国投資証券		3銘柄
	ETF		16銘柄
	カバードワラント		65銘柄
	債券		293銘柄
	転換社債型新株予約権付社債券		4銘柄

(注)上記の他，デリバティブには日経株価指数300先物及びRussell/Nomura Primeインデックス先物があります。また，当社にはJ－NET市場があり，内国株券，内国投資証券，ＥＴＦ及びカバードワラント等が上場されております。

② 取引・清算参加者数

区分		参加者数
取引参加者	現物・先物取引等・FX・ジャスダック取引参加者	10社
	現物・先物取引等・ジャスダック取引参加者	63社
	現物・先物取引等取引参加者	5社
	現物・ジャスダック取引参加者	2社
	先物取引等・FX取引参加者	1社
	先物取引等・ジャスダック取引参加者	9社
	先物取引等取引参加者	2社
	IPO取引参加者	2社
	FX取引参加者	6社
	ジャスダック取引参加者	14社
	計	114社
清算参加者	先物取引等・FX取引清算参加者	12社
	先物取引等取引清算参加者	77社
	FX取引清算参加者	5社
	計	94社

(8) **主要な営業所**（平成23年３月31日現在）

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

東 京 支 社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

(9) **従業員の状況**（平成23年３月31日現在）

区　分	従業員数（前期末比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	245 名　(+　76) 名	40 歳　9 月	9 年　3 月
女　　性	93 名　(+　45) 名	42 歳　1 月	13 年　1 月
合計又は平均	338 名　(+ 121) 名	41 歳　2 月	10 年　4 月

（注）１　上記従業員には，社外への出向者１名が含まれております。
　　２　上記従業員には，社外からの出向者３名が含まれております。
　　３　上記従業員には，執行役員８名が含まれております。

(10) **主要な借入先**（平成23年３月31日現在）

該当事項はございません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はございません。

２　会社の株式に関する事項（平成23年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　4,338名

(4) 大株主

順位	株　主　名	持株数	持株比率
1	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	22,970株	8.51%
2	THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	20,153	7.46
3	NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LTD RE NORWEGIAN CLIENTS ACCOUNT	12,201	4.52
4	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,259	2.32
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,756	2.13
6	NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS	5,701	2.11
7	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,078	1.88
8	THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	4,976	1.84
9	THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	4,922	1.82
10	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	4,810	1.78

（注）　第10期に次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在における当社株式の所有状況について報告を受けましたが，当社として当該事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。

なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，当該事業年度内における持株数に係る最新の報告書の概要を記載しております。

法人名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成22年12月13日	平成22年12月７日	25,481株	9.44%
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー	平成23年１月21日	平成23年１月14日	6,370	2.36

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

３　会社の新株予約権等に関する事項（平成23年３月31日現在）

該当事項はございません。

4　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
米　田　道　生	代表取締役社長	全般統括，考査室， 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役
藤　倉　基　晴	取　締　役	自主規制本部
松　本　　学	取　締　役	ジャスダック本部
山　澤　光太郎	取　締　役	市場企画本部，次期システム開発プロジェクト， ㈱日本証券クリアリング機構社外取締役
狩　野　芳　徳	取　締　役	市場運営本部，システム本部
奥　田　　務	社外取締役	Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者， ㈱りそなホールディングス社外取締役， ㈱毎日放送社外監査役
川　村　雄　介	社外取締役	㈱大和総研専務理事
川　本　裕　子	社外取締役	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授， ㈱りそなホールディングス社外取締役， マネックスグループ㈱社外取締役， 東京海上ホールディングス㈱社外監査役， ヤマハ発動機㈱社外取締役
堺　屋　太　一 （本名　池口小太郎）	社外取締役	㈱堺屋太一事務所代表取締役， ㈱堺屋太一研究所代表取締役
佐々木　茂　夫	社外取締役	弁護士， 大阪証券金融㈱社外取締役， ㈱神戸製鋼所社外監査役， 積水樹脂㈱社外監査役
森　本　　滋	社外取締役	同志社大学大学院司法研究科教授
金　田　尚　武	常勤監査役	
岩　城　　裕	社外監査役	弁護士
中　務　裕　之	社外監査役	中務公認会計士・税理士事務所代表

（注）１　社外取締役 佐々木茂夫は，大阪証券金融㈱の社外取締役であり，同社は当社が指定する貸借取引の指定証券金融会社であります。なお，当社と社外取締役及び社外監査役の他の各兼職先との間には，特筆すべき資本・取引関係はありません。

２　社外取締役 川本裕子は，当社自主規制委員会委員長，同じく佐々木茂夫及び取締役 藤倉基晴は，当社自主規制委員会委員であります。

３　社外取締役 奥田務，川村雄介，川本裕子，堺屋太一，佐々木茂夫，森本滋，及び社外監査役 岩城裕，中務裕之は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

４　社外監査役 中務裕之は，公認会計士及び税理士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) **執行役員の氏名等**（平成23年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
米　田　道　生	社長執行役員	全般統括，考査室
藤　倉　基　晴	副社長執行役員 自主規制責任者	自主規制本部
松　本　　学	副社長執行役員	ジャスダック本部
山　澤　光太郎	常務執行役員	市場企画本部，次期システム開発プロジェクト
狩　野　芳　徳	常務執行役員	市場運営本部，システム本部
小　林　繁　治	上席執行役員 自主規制副責任者	自主規制本部
中　川　博　司	上席執行役員	経営管理本部　財務グループ， 一部・二部振興プロジェクト
政　次　保　孝	上席執行役員	経営管理本部　経営企画グループ，総務グループ，情報サービスグループ， ＦＸ事業推進プロジェクト
丸　山　雅　彦	上席執行役員	経営管理本部　人事グループ
村　田　雅　幸	執　行　役　員	ジャスダック本部
神　木　龍　哉	執　行　役　員	市場運営本部
川　本　哲　也	執　行　役　員	自主規制本部　東京上場グループ
両　國　太　輔	執　行　役　員	自主規制本部　自主規制総務グループ，大阪上場グループ

（注）　平成23年４月１日をもって，事務機構及び担当業務の変更を行いましたので，執行役員体制は次のとおりとなりました。

氏　　名	地　　位	担　当　業　務（下線は変更箇所）
米　田　道　生	社長執行役員	全般統括，考査室
藤　倉　基　晴	副社長執行役員 自主規制責任者	自主規制本部
松　本　　学	副社長執行役員	エクイティ本部
山　澤　光太郎	常務執行役員	デリバティブ本部
狩　野　芳　徳	常務執行役員	市場運営本部，システム本部
小　林　繁　治	上席執行役員 自主規制副責任者	自主規制本部
中　川　博　司	上席執行役員	経営管理本部　財務グループ， エクイティ本部　コーポレートサポートグループ
政　次　保　孝	上席執行役員	経営管理本部　経営企画グループ，総務グループ，情報サービスグループ
丸　山　雅　彦	上席執行役員	経営管理本部　人事グループ
村　田　雅　幸	執　行　役　員	エクイティ本部
神　木　龍　哉	執　行　役　員	市場運営本部
川　本　哲　也	執　行　役　員	自主規制本部　大阪上場グループ，東京上場グループ
両　國　太　輔	執　行　役　員	自主規制本部　自主規制総務グループ，参加者監理グループ

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

（単位：名，百万円）

区　　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	14	240	3	27	17	267
② うち社外役員の報酬等の総額	8	36	2	9	10	45
③ ①のうち役員賞与	5	54	－	－	5	54

（注）１　会社法施行規則に基づき，当事業年度に係る金額を表示しております。

２　取締役の報酬は，業績及び中長期的な企業価値の向上の観点に立った職務・職責に応じた月額報酬に加え，常勤取締役には，当期純利益の１％の範囲内で，業績に連動した役員賞与を支給しております。また，退職慰労金制度は廃止しております。なお，ストック・オプション制度は採用しておりません。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

①　取締役　奥田　　務

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しています。

②　取締役　川村　雄介

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

③　取締役　川本　裕子

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

④　取締役　堺屋　太一

ア　取締役会への出席状況

出席率は91％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

⑤　取締役　佐々木　茂夫

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しています。

⑥　取締役　森本　　滋

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

⑦　監査役　岩城　　裕

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しています。

⑧　監査役　中務　裕之

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な会計専門家としての立場より，発言しています。

(5) 責任限定契約に関する事項

①　当社は各社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金１百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

②　当社は各社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金１百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はございません。

5　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	27百万円
②　公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
③　合計額	28百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，非監査業務として，国際財務報告基準の適用に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条第１項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等には，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

現行の基本方針は次のとおりです。

①　内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　上場金融商品取引所として相応しい組織であるために，かつ，行動規範に定めるコーポレートアイデンティティーに合致するように，当社がこれまでに構築してきた内部統制システムについて，会社法の規定に沿って整理する。

イ　社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，少なくとも年１回，取締役会において審議し，必要に応じて改正する。

② 当社の内部統制システム

ア 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア） 当社の公共性，透明性向上，市場参加者の意見を反映させるため，常勤取締役より社外取締役の人数を多くし，社外取締役は原則として独立役員とし，若干名以上を有識者・学識経験者から選任する。

（イ） 当社の自主規制業務の独立性を確保するため，金融商品取引法に基づいて，取締役３名以上（うち過半数は社外取締役）で構成される自主規制委員会を設置する。

（ウ） 当社の業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，次の各委員会を設置する。

a 市場運営委員会
b 清算業務委員会
c 清算リスク評価委員会
d 規律委員会
e 上場委員会

（エ） 役職員が順守すべき「行動規範」その他の社内規則を定め，あらゆる企業活動の場面において法令及び定款その他の社内規則に適合するよう行動するとともに，担当執行役員及び管理職に対して指導・監督責任を課す。

（オ） 当社における法令順守の状況等を組織横断的に把握し，必要に応じて全社的な調整・対処を図るため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当執行役員を定める。コンプライアンス統括部門は，人事グループと協力して，定期的に社内研修を実施し，コンプライアンス意識の向上に努める。また，社長執行役員直轄の考査室を設置し，業務考査等を通じて，法令等の順守状況を確認する。なお，経営管理本部総務グループがコンプライアンスに関して統括業務を執行する際には，考査室及び監査役室と協議する。

（カ） 業務執行に当たって法令又は定款その他の社内規則に抵触するおそれがあると判断される事項については，コンプライアンス統括部門との協議及び法律専門家の意見等を踏まえ，担当執行役員及び管理職の責任において疑義を解消した上で，業務を執行する。

（キ） 内部牽制機能を高め，不正行為の抑止等を図る観点から，役職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会（社外取締役，弁護士等の外部委員を含む。）を設置する。

（ク） 「反社会的勢力の排除に係る基本方針」を策定し，ＨＰで公表するとともに，次の取組を行う。

a 反社排除に係る社内規則及び対応マニュアルの整備
b 取引先等との暴力団排除に係る覚書の締結
c 関係機関との連携強化

（ケ）「個人情報保護ポリシー」及び金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従った「個人データの安全管理措置等に関する取扱い」等を定め，個人情報を保護する。

（コ）当社では，事業の公共性，特殊性に鑑み，役職員に対して原則として有価証券の売買等を禁止する。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア）次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行う。

a　文書規程

b　内部情報管理規程

c　機密情報の取扱いに関する規則

d　情報セキュリティポリシー

（イ）取締役及び執行役員の業務執行に係る情報として，上記諸規程に基づき，次の文書をはじめとする各種文書について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行う。

a　株主総会議事録

b　取締役会議事録

c　自主規制委員会議事録

d　経営執行委員会議事録

e　稟議書

f　その他重要な文書

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）当社の経営上のリスクを識別した上で，リスク管理方法等について定めた「リスク管理規程」を制定する。

全部署に「リスク管理責任者」を置き，担当部署のリスクの識別，リスクの大きさ・影響度，発生可能性の分析を義務付ける。

リスク分析等の結果を踏まえ，リスクの高い業務プロセスに関してはマニュアルの策定等のリスクへの適切な対応を図る。

（イ）経営管理本部総務グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理責任者の行った分析結果をリスク管理統括部門において一元的に集約・評価する。

リスク管理の状況等を組織横断的に情報収集，分析・評価結果に対する改善指図，全社的なリスク回避策等の策定，調整，対処等を統制する「リスク管理委員会」を設置する。

その他，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を図るなど，緊急時の体制を整備する。

（ウ）当社事業におけるシステムの重要性に鑑みて，システムに関するリスクについては特段の対応を図る必要があることから，市場運営・システム運行に関わる関係部署が参加するシステム運行管理委員会（委員長：システム本部担当執行役員）を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の事業継続計画（ＢＣＰ）及び緊急対応計画等を策定することにより事前のリスク管理の実効性を高める。

（エ）　上記リスクが顕在化し，危機が発生した場合には，社長執行役員をトップとする各危機に応じた対策本部を設置することとし，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行う。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）　執行役員制度を導入し，常勤取締役が，業務執行権限を取締役でない執行役員に委譲して，執行責任を明確にした上で，効率的に業務を遂行する。

（イ）　取締役会での議論をより円滑に進めるため，常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行う。

（ウ）　常勤取締役及び執行役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「稟議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化する。

（エ）　取締役会において，毎年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，この過程において，業務計画に合わせて経営資源を効率的に配分するよう努め，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議し，取締役会に報告する。

オ　当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団に該当する子会社はない。

カ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア）　監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を置く。

（イ）　監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得る。

（ウ）　監査役は，監査役室所属の職員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし，監査役より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けない。

キ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行う。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，定例的に報告すべき事項のほか，会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行う。

（ウ）　監査役は，常勤取締役及び執行役員に対して，必要な調査・報告等を要請することができ，経営執行委員会その他の重要会議に出席して必要な説明を求めることができる。

ク　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）　社外監査役は原則として独立役員とする。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

（ご参考）　関係条文抜粋

①　金融商品取引法第103条の２第１項

何人も，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には，百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し，又は保有してはならない。ただし，認可金融商品取引業協会，金融商品取引所，金融商品取引所持株会社，商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し，又は保有する場合は，この限りでない。

②　金融商品取引法第106条の３第１項

地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条，第106条の14及び第106条の17において「地方公共団体等」という。）は，第103条の２第１項の規定にかかわらず，内閣府令で定めるところにより，内閣総理大臣の認可を受けて，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し，又は保有することができる。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。

1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**646,697**
現金及び預金	27,423
営業未収入金	3,055
有価証券	1,514
前払費用	116
取引証拠金特定資産	552,869
清算預託金特定資産	59,176
繰延税金資産	325
未収還付法人税等	1,754
その他	490
貸倒引当金	△ 29
固定資産	**24,114**
有形固定資産	**3,689**
建物	1,188
構築物	0
情報システム機器	2,219
工具器具備品	159
土地	98
リース資産	21
無形固定資産	**6,774**
ソフトウエア	6,747
ソフトウエア仮勘定	9
その他	17
投資その他の資産	**13,650**
投資有価証券	2,148
長期貸付金	20
長期前払費用	475
長期預金	8,000
差入保証金	312
信認金特定資産	398
繰延税金資産	2,269
その他	83
貸倒引当金	△ 58
資産合計	**670,811**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**614,655**
短期借入金	0
未払金	319
未払費用	1,480
預り金	115
取引証拠金	552,869
清算預託金	59,176
リース債務	5
賞与引当金	188
役員賞与引当金	54
その他	443
固定負債	**3,296**
長期借入金	1
長期預り金	452
信認金	398
リース債務	15
退職給付引当金	2,143
負ののれん	233
その他	52
負債合計	**617,952**
純資産の部	
株主資本	**52,854**
資本金	**4,723**
資本剰余金	**4,825**
資本準備金	4,825
利益剰余金	**43,305**
利益準備金	322
その他利益剰余金	42,982
違約損失準備金	3,569
先物取引等違約損失準備金	7,011
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	27,099
評価・換算差額等	**4**
その他有価証券評価差額金	4
純資産合計	**52,858**
負債・純資産合計	**670,811**

損　益　計　算　書

〔平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**22,984**
参加者料金	13,769	
上場賦課金	1,905	
機器・情報提供料	7,086	
その他	222	
販売費及び一般管理費		**15,401**
営業利益		**7,582**
営業外収益		**891**
受取利息	495	
受取配当金	56	
負ののれん償却額	311	
その他	28	
営業外費用		**19**
支払利息	12	
その他	7	
経常利益		**8,453**
特別利益		**2,058**
抱合せ株式消滅差益	2,013	
投資有価証券売却益	37	
取引参加者過怠金	7	
貸倒引当金戻入額	0	
特別損失		**1,405**
減損損失	1,309	
事務所移転費用	96	
税引前当期純利益		**9,106**
法人税，住民税及び事業税		8
法人税等調整額		△58
法人税等合計		**△49**
当期純利益		**9,156**

株主資本等変動計算書

〔平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成22年３月31日残高	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	－
子会社との合併による振替	－	－	－
当期純利益	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成23年３月31日残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成22年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	21,643	36,849	46,397
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,700	△2,700	△2,700
子会社との合併による振替	－	1,000	－	－	△1,000	－	－
当期純利益	－	－	－	－	9,156	9,156	9,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	1,000	－	－	5,456	6,456	6,456
平成23年３月31日残高	322	3,569	7,011	5,302	27,099	43,305	52,854

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年３月31日残高	41	41	46,439
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△2,700
子会社との合併による振替	－	－	－
当期純利益	－	－	9,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△36	△36	△36
事業年度中の変動額合計	△36	△36	6,419
平成23年３月31日残高	4	4	52,858

個　別　注　記　表

〔平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで〕

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　その他有価証券

時価のあるものについては，主として期末日前１ヶ月の市場価格平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウエアの償却年数については，当社における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき，当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　重要な会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より，「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これによる営業利益，経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

3　貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,038百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他５社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，又は不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社の損失補償限度額は3,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	534,823百万円
信認金代用有価証券	224百万円
清算預託金代用有価証券	87,001百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

４　損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

５　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	270,000	－	－	270,000

(3) 配当に関する事項

a 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年６月22日 定時株主総会	普通株式	1,485	5,500	平成22年３月31日	平成22年６月23日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	1,215	4,500	平成22年９月30日	平成22年12月１日

b 基準日が当事業年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 23 年６月 22 日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1,620百万円
1株当たり配当金	6,000円
基準日	平成23年３月31日
効力発生日	平成23年６月23日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

６　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	288百万円
退職給付引当金	870百万円
無形固定資産減価償却	691百万円
有形固定資産減価償却	243百万円
貸倒引当金	35百万円
研究開発費	299百万円
長期前払費用償却	85百万円
賞与引当金	76百万円
ゴルフ会員権評価額	61百万円
投資有価証券評価損	35百万円
長期未払金	21百万円
その他	64百万円
繰延税金資産小計	2,772百万円
評価性引当額	△64百万円
繰延税金資産合計	2,707百万円
繰延税金負債	
未払事業税	△110百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円
繰延税金負債合計	△113百万円
繰延税金資産の純額	2,594百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.5%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△31.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.5%

7　金融商品関係に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は，資金運用については安全性の高い国債等の有価証券及び預金を中心に行っております。また，借入等による資金調達は行っておりません。なお，当社は，デリバティブ取引を行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業未収入金は，顧客の信用リスクに晒されておりますが，当社の規則に基づき，顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに，取引参加者については営業未収入金の残高に占める割合が高いことから，財務状況を継続的にモニタリングしております。

投資有価証券のうち株式は，市況価格変動リスクに晒されておりますが，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に時価及び発行体の財務状況を把握し，時価の変動が著しい場合については，取締役会に報告しております。債券は，通常，発行体リスク等の信用リスクに晒されますが，当社は有価証券運用規程に従い，安全性の高い国債等のみを対象としているため，信用リスクは僅少であります。

長期預金は，取引先の信用リスクに晒されておりますが，格付けの高い銀行と取引を行うとともに，銀行の財務状況等をモニタリングしております。

貸借対照表に計上されております資産（負債）の取引証拠金特定資産（取引証拠金），清算預託金特定資産（清算預託金），信認金特定資産（信認金）は，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等からの預託を受けているものであります。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理しております。なお当該資産は，現金及び預金としているためリスクは僅少であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては，変動要因を織り込んでいるため，異なる前提条件等を採用することにより，当該価額が変動することもあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりであります。なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものは，次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　現金及び預金	27,423	27,423	－
②　営業未収入金	3,055	3,055	－
③　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,504	1,504	△0
その他有価証券	1,198	1,198	－
④　取引証拠金特定資産（取引証拠金）	552,869	552,869	－
⑤　清算預託金特定資産（清算預託金）	59,176	59,176	－
⑥　信認金特定資産（信認金）	398	398	－
⑦　長期預金	8,000	7,948	△51

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①　現金及び預金

預金はすべて短期であるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

②　営業未収入金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

③　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について，株式は金融商品取引所の価格によっており，債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④　取引証拠金特定資産（取引証拠金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑤　清算預託金特定資産（清算預託金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑥　信認金特定資産（信認金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑦　長期預金

元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「③　有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	950
金銭信託	10

（注3）満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金のうち 満期のあるもの	18,970	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債)	1,500	－	－	－
その他有価証券のうち 満期のあるもの(国債・地方債)	－	1,000	－	－
長期預金のうち 満期のあるもの	－	－	－	8,000

８　持分法損益等に関する注記

(1)　関連会社に関する事項

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(2)　開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

９　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　195,773円01銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	52,858
普通株式に係る純資産額	(百万円)	52,858
差額の主な内訳	(百万円)	―
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2)　１株当たり当期純利益　33,911円49銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	9,156
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	9,156
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

10　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は，確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	1,778百万円
②　未積立退職給付債務	1,778百万円
③　未認識数理計算上の差異	279百万円
④　未認識過去勤務債務	85百万円
⑤　退職給付引当金（②＋③＋④）	2,143百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

①　勤務費用	143百万円
②　利息費用	27百万円
③　数理計算上の差異の費用処理	△83百万円
④　過去勤務債務の費用処理	△10百万円
⑤　退職給付費用（①＋②＋③＋④）	76百万円

（注）　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①　退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②　割引率	1.5%
③　数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）
④　過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。）

11　減損損失に関する注記

当社は，当事業年度において，減損損失を計上しております。

種類	場所	用途	減損損失
情報システム機器及びソフトウエア	東京都	FXに係るソフトウエア等	1,108百万円
建物，情報システム機器，工具器具備品並びにソフトウエア	大阪府	コロケーションサービスに係る設備等	200百万円

当社は，金融商品市場開設に係る事業を単一事業としております。事業用資産は全体で一つの資産グループとしておりましたが，当事業年度から FX 市場に係る資産グループについては，独立した資産グループとして取り扱っております。なお，遊休状態にある資産については，個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

FX 市場対象商品の取引高は増加しているものの，今後の市場環境の不透明性を考慮し，当事業年度に計画を見直した結果，営業活動から生じるキャッシュ・フローのマイナスが当面継続する見込みとなりました。このため，FX 市場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は，ソフトウエア 949 百万円，情報システム機器 158 百万円となっております。

また，当社と取引参加者の情報の送受信速度を向上させるサービス（コロケーションサービス）に係る資産グループについては，当事業年度から稼働した新システム（J-GATE）に係る同サービスの提供拠点の移転に伴い，旧拠点における取引参加者の利用が著しく減少した状態が継続しており，回復する見込みがない遊休状態となっております。そのため旧拠点に係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は，建物 126 百万円，情報システム機器 66 百万円等となっております。

なお，これらの資産の回収可能価額は，正味売却価額により算定しており，他への転用や売却が困難であるため，備忘価額で評価しております。

12　企業結合等関係に関する注記

（共通支配下の取引等）

(1)　結合当事企業の名称及び当該事業の内容，企業結合日，企業結合の法的形式，結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称	株式会社ジャスダック証券取引所
結合当事企業の事業の内容	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供，相場の公表及び有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務等
企業結合日	平成22年４月１日
企業結合の法的形式	当社を存続会社とする吸収合併
結合後企業の名称	株式会社大阪証券取引所
取引の目的を含む取引の概要	当社及び被合併会社である株式会社ジャスダック証券取引所が，開設・運営している新興市場を統合することで，国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し，強い競争力を背景とした市場の質の向上に努めることが，当社及び被合併会社の直面する課題の有力な解決策となるとともに，我が国資本市場の国際競争力の強化にも資すると判断したため，平成22年４月１日をもって吸収合併いたしました。

(2)　実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき，共通支配下の取引として処理しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月６日

株式会社大阪証券取引所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹　内　　毅　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃　㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日までの第 10 期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，当期の監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また，事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

なお，金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については，取締役等及び有限責任 あずさ監査法人に対し当該内部統制の評価及び監査の状況について説明を求め，本監査報告書の作成時点において，取締役から財務報告に係る内部統制は有効である旨の報告を，有限責任 あずさ監査法人から重要な欠陥に相当すると思われる不備は認識していない旨の報告を，それぞれ受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても，財務報告に係る内部統制を含め，指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 23 年５月 16 日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　　金　田　　尚　武　㊞

監　査　役　　岩　城　　　裕　㊞

監　査　役　　中　務　　裕　之　㊞

（注）　監査役岩城裕及び監査役中務裕之は，会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　剰余金の配当の件

当社は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社は，取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ，安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし，業績の進捗状況に応じて配当性向等を勘案のうえ，積極的に利益還元を行う方針です。具体的には，配当性向を40％程度としつつ，純資産配当率（ＤＯＥ）４％程度（注）を下限の目途として，配当を実施したいと考えております。

この方針に基づき，当事業年度の期末配当金につきましては，１株当たり6,000円とさせていただきたいと存じます。これにより，当事業年度の年間配当金は中間配当金4,500円を含めて10,500円となり，前事業年度に比べ1,500円の増配となります。

（注）純資産から違約損失準備金及び先物取引等違約損失準備金を控除して算出しております。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　金銭1,620,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　１株につき6,000円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
　平成23年６月23日

以　上

株主総会会場ご案内図

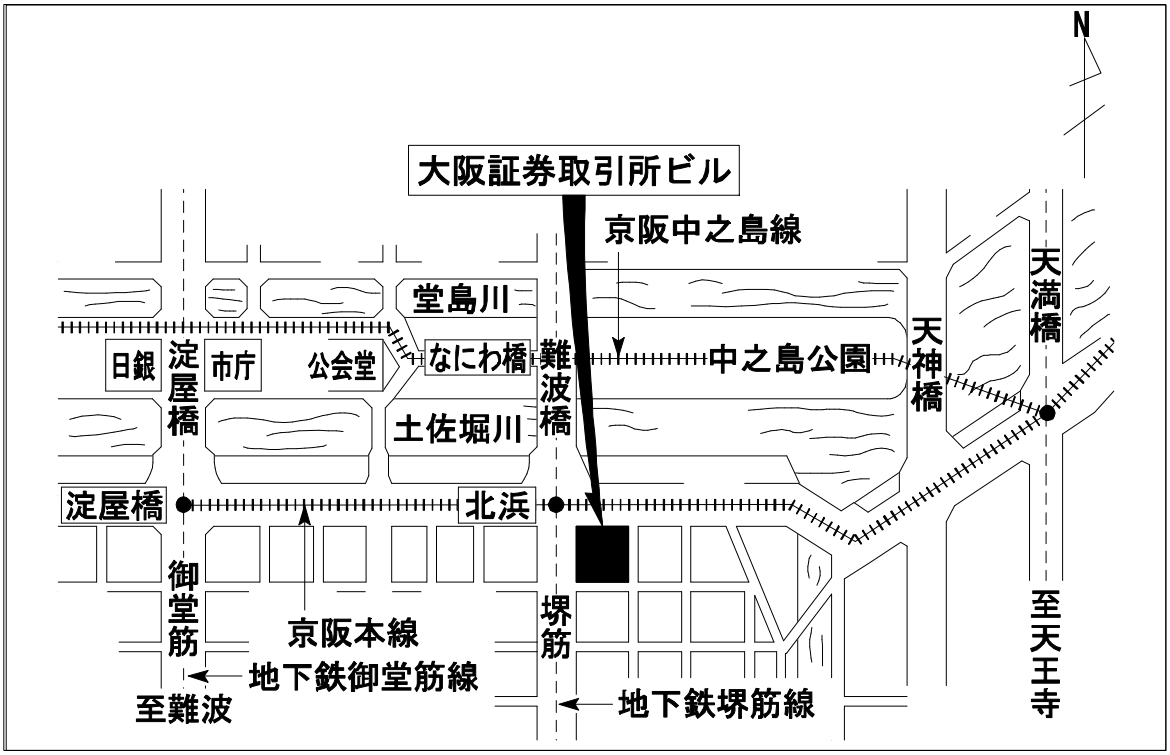

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム

TEL　06（6202）2311㈹

（交通機関）

・北浜駅（地下鉄堺筋線１Ｂ出口・京阪本線27番出口）…徒歩約１分

・なにわ橋駅（京阪中之島線４番出口）…徒歩約４分

・淀屋橋駅（地下鉄御堂筋線２番出口・京阪本線20番出口）…徒歩約７分

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。